

川崎市農業用施設等特別奨励事業要綱

最新改正 5川経農技第62号（経済労働局長専決）

（目的）

第1条 この要綱は、農地の高度利用と農業経営の安定を確立するため、農業の用に供している園芸・畜産用施設等に対して助成し、都市農業の推進と農地の保全を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業経営者等 農業経営者及び農業経営者の組織する団体をいう。
- (2) 農業用施設等 温室、畜産用施設及び農業用共同利用施設並びにこれらの用地をいう。

（登録要件）

第3条 農業経営者等は、次の各号のいずれかを満たす農業用施設等で、10年以上農業又は共同利用を継続するとき、登録を申請することができる。

- (1) 「温室」及び「温室用地」は、現に農業生産の用に供している200平方メートル（一農業経営者等の総面積とする。）以上の鉄骨又はアルミ資材で構築したガラス温室（ガラス温室のガラスは、ガラスと同様の耐久性を有するプラスチック類を含む。）及びその用地（課税地目が宅地又は雑種地と認定されている用地に限る。以下同じ。）であること。
- (2) 「畜産用施設」及び「畜産用施設用地」は、現に畜産の用に供している施設及びその用地であって、別表1に掲げる規模以上であること。
- (3) 「農業用共同利用施設」及び「農業用共同利用施設用地」は、農業者で組織する団体で利用する施設及びその用地であって、代表者及び管理規程の定めがあること。

2 前1項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例第8条の規定に基づき、登録申請者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合、又は次の各号のいずれかに該当する場合は登録の対象としない。

- (1) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの。

（登録の申請）

第4条 登録を申請しようとする農業経営者等は、農業用施設等登録申請書（第1号様式）を、9月末日までにセレサ川崎農業協同組合を経由して市長に提出しなければならない。

（登録）

第5条 市長は、登録の申請があったときは、必要な調査を行い、適正と認めたものについては、川崎市農業用施設等特別奨励事業登録台帳に登録するものとする。

2 前項の規定により登録された農業用施設等について、川崎市農業用施設等特別奨励事業登録台帳の改訂を3年ごとに行うものとする。

（登録の変更）

第6条 農業経営者等は、登録内容に変更が生じたときは、農業用施設等の登録内容の変更申請書（第2号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

（登録の解除）

第7条 市長は、登録農業用施設等が、農業生産の用に供されなくなったときは、登録の解除を行うことができる。

2 農業経営者等は、前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、農業用施設等登録解除申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 相続の発生等により、登録農業用施設等の処分を必要とするとき。
- (2) 天災等により、登録農業用施設等の使用が不能になったとき。
- (3) 事故、長期療養等により、営農の継続が困難になったとき。
- (4) その他市長が特に認めたとき。

（奨励金の限度額及び申請）

第8条 市長は、登録農業用施設等の所有者に対し、別表2に基づき、予算の範囲内で農業用施設等特別奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 奨励金の交付を受けようとする者は、農業用施設等特別奨励金交付申請書（第4号様式）及び誓約書兼同意書（第1号様式の2）を当該年度の9月末日までに、セレサ川崎農業協同組合を経由して市長に提出しなければならない。ただし、当該年度に登録内容の変更が生じて第6条に規定する登録の変更を行う場合はこの限りではない。

（奨励金交付の決定）

第9条 市長は、奨励金の交付の申請があったときは、必要な調査を行い、適正と認めたものについては、奨励金の交付を決定し、農業用施設等特別奨励金交付決定通知書（第5号様式）により申請者あて通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除するとともに、交付決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請があったとき。
- (2) 第3条第2項の規定に該当するとき。
- (3) その他不正行為があったとき。

(警察本部への照会)

第11条 市長は、必要に応じ登録申請者、交付申請者又は第9条の交付の決定を受けた者が、第3条第2項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成5年3月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和55年10月1日制定の川崎市農業用施設等特別奨励事業要綱は平成5年3月11日に廃止する。ただし、旧要綱に基づき認定を受けた農業用施設については、本要綱に引き継ぐものとする。
- 3 平成4年4月1日以降に施設の設置について川崎市に誓約した者については、誓約日に遡って本要綱を適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年6月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年8月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱第4条第1項中「5月末日」とあるのは、平成9年度に限り「8月末日」とする。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

- 附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成24年7月24日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正後の要綱第4条第1項中「5月末日」とあるのは、平成24年度に限り「11月末日」とする。

附 則
(施行期日)

この要綱は、平成26年3月10日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表1（第3条関係）

畜種	月平均飼養規模
牛	5頭以上
豚	20頭以上
鶏	100羽以上

別表2（第8条関係）

農業用施設等の所在する区域	奨励金
市街化調整区域又は生産緑地地区	登録農業用施設等の当該年度における固定資産税の3分の2相当額以内
生産緑地地区以外の市街化区域	登録農業用施設等の当該年度における固定資産税の2分の1相当額以内

(第1号様式)

農業用施設等登録申請書

年　月　日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏名

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

川崎市農業用施設等特別奨励事業要綱第4条の規定に基づき、農業用施設等の登録を受けたいので、次により申請します。

農業用施設等所在地	農業用施設等名	面積(m ²)	利用状況	農地区分	備考

(注)

- 1 利用状況欄には、次により記載してください。
 - (1) 温室の場合、作目
 - (2) 畜産用施設の場合、飼養畜種及び頭羽数
 - (3) 農業用共同利用施設の場合、利用農家戸数
- 2 農地区分欄には、市街化調整区域、生産緑地地区、生産緑地地区以外の市街化区域の別を記載してください。
- 3 添付資料として次の書類を添付してください。
　公図写し、位置図、施設の配置図、当該年度の固定資産課税台帳記載事項証明書等
- 4 第1号様式の2も併せて提出してください。

(第1号様式の2)

誓約書兼同意書

川崎市農業用施設等特別奨励事業に申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部長に個人情報（住所、氏名、氏名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条例第8条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の該当を照会することに同意いたします。

年　　月　　日

申請者住所.....

ふりがな
氏名.....

[法人・団体等の場合は、名称、役職及び代表者の氏名]
性別

生年月日.....年.....月.....日

役員等氏名一覧表（※法人・団体等の場合、以下も記入してください。）

役職名	ふりがな 氏名	生年月日	性別	住所

注) 署名又は押印を要しません。誓約書兼同意書の提出をもって本人の意思表示があったものとします。

(第2号様式)

農業用施設等の登録内容の変更申請書

年　月　日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏名

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

川崎市農業用施設等特別奨励事業要綱第6条の規定に基づき、農業用施設等の登録の変更を受けたいので、次により申請します。

1 変更内容

2 変更理由

3 登録農業用施設等

農業用施設等所在地	農業用施設等名	面積 (m ²)	利用状況	農地区分	備考

(注)

- 1 利用状況欄には、次により記載してください。
 - (1) 温室の場合、作目
 - (2) 畜産用施設の場合、飼養畜種及び頭羽数
 - (3) 農業用共同利用施設の場合、利用農家戸数
- 2 農地区分欄には、市街化調整区域、生産緑地地区、生産緑地地区以外の市街化区域の別を記載してください。
- 3 添付資料として変更内容に応じ次の書類を添付してください。
公図写し、位置図、施設の配置図、当該年度の固定資産課税台帳記載事項証明書等
- 4 第1号様式の2も併せて提出してください。

(第3号様式)

農業用施設等登録解除申請書

年　月　日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏名

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

川崎市農業用施設等特別奨励事業要綱第7条の規定に基づき、農業用施設等の登録の解除を受けたいので、次により申請します。

1 解除理由

2 登録を解除したい農業用施設等

農業用施設等 所在地	農業用施 設等名	面積 (m ²)	利用状況	農地区分	備考

(注)

1 利用状況欄には、次により記載してください。

- (1) 温室の場合、作目
- (2) 畜産用施設の場合、飼養畜種及び頭羽数
- (3) 農業用共同利用施設の場合、利用農家戸数

2 農地区分欄には、市街化調整区域、生産緑地地区、生産緑地地区以外の市街化区域の別を記載してください。

(第4号様式)

農業用施設等特別奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者住所

ふりがな
氏名

[団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

川崎市農業用施設等特別奨励事業要綱第8条の規定に基づき、農業用施設等特別奨励金の交付を受けたいので、次により申請します。

なお、要綱第9条の規定により奨励金の交付が決定した場合、奨励金の請求及び受領に関する権限についてセレサ川崎農業協同組合を代理人と定め委任します。

1 申請金額 円

2 登録農業用施設等

農業用施設等所在地	農業用施設等名	利用状況	農地区分	申請金額

(注)

- 1 利用状況欄には、次により記載してください。
 - (1) 温室の場合、作目
 - (2) 畜産用施設の場合、飼養畜種及び頭羽数
 - (3) 農業用共同利用施設の場合、利用農家戸数
- 2 農地区分欄には、市街化調整区域、生産緑地地区、生産緑地地区以外の市街化区域の別を記載してください。
- 3 添付資料として当該年度の固定資産課税台帳記載事項証明書等を添付してください。

3 奨励金の請求及び受領に関する権限の委任

受任者 住所

氏名

印

(第5号様式)

川崎市指令 第 号

住所

氏名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

農業用施設等特別奨励金交付決定通知書

年 月 日 付けで申請のあった 年度農業用施設等特別奨励
金については、川崎市農業用施設等特別奨励事業要綱第9条の規定に基づき、
次の条件を付けて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長 印

農業用施設等所在地	農業用施設等名	農地区分	交付金

川崎市農業用施設等特別奨励事業要綱第3条第2項の規定に該当するとき、
虚偽の申請その他不正な手続で奨励金の交付を受けたときは、奨励金の全部又
は一部を返還していただきます。